

【（介護予防）指定短期入所生活介護事業所】

特別養護老人ホーム 成実園

運 営 規 程

（事業の目的）

第1条 社会福祉法人 南紀白浜福祉会が開設する特別養護老人ホーム成実園（以下「事業所」という。）が行う指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の生活相談員、看護員及び介護員等（以下「職員」という。）が、要介護状態（介護予防にあつては要支援状態）にある高齢者に対し、適正な指定短期入所生活介護及び指定介護予防短期入所生活介護（以下「介護サービス」という。）を提供することを目的とする。

（運営の方針）

第2条 介護サービスの提供にあたっては、利用者の心身の特性を踏まえ、その能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、施設において入浴、食事の提供、機能訓練等を行い、利用者の心身の機能の維持、回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図る。

2 事業の実施にあたっては、関係市町村、地域包括支援センター、居宅介護支援事業者、地域の保健・医療・福祉サービスとの緊密な連携を図り、総合的なサービスに努めるものとする。

3 上記のほか、事業の運営にあたっては、和歌山県指定居宅サービス及び指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年和歌山県条例第65号及び第66号）を遵守する。

（事業所の名称）

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- 一 名 称 特別養護老人ホーム 成実園
- 二 所在地 和歌山県西牟婁郡白浜町富田1371-1

（職員の職種、員数、及び職務内容）

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。
ただし、下記職員については、（介護老人福祉施設）の職員との兼務とする。

- 一 管理者 1名
管理者は、事業所の従事者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- 二 医師 1名以上

利用者の健康管理、療養上の指導に従事する。

三 生活相談員 1名以上

生活相談員は、事業所に対する介護サービスの利用の申込みに係る調整、利用者の生活相談、面接、身上調査等に従事する。

四 介護職員 看護職員合わせて22名以上

利用者の介護等に従事する。

五 看護職員 3名以上（常勤・非常勤）

利用者の看護や健康相談に従事する。

六 栄養士又は管理栄養士 1名以上

献立作成及び給食業務に従事する。

七 機能訓練指導員 1名以上

心身の機能の減退を防止するための訓練を行う。

2 前項に定めるものの他、必要がある場合はその他の従事者を置きます。

（利用者の定員）

第5条 併設型短期入所生活介護の利用定員は10名とする（介護予防を含む）。

- 2 特別養護老人ホーム成実園が一時的に利用定員を満たさない場合、利用者の処遇に支障がない場合に限り、その利用居室の全部又は一部を用いて短期入所生活介護及び介護予防短期入所生活介護を行うことができるものとし、その利用定員は特別養護老人ホーム定員の範囲内とする。

（設備の概要）

第6条 施設は、施設内に以下の設備を設けます。

- 一 居室
- 二 静養室
- 三 食堂
- 四 浴室
- 五 洗面設備
- 六 便所
- 七 医務室
- 八 機能訓練室
- 九 面談室
- 十 その他（介護職員室、看護職員室、調理室、洗濯室、汚物処理室、介護材料室 等）

（介護サービスの内容）

第7条 介護サービスの内容は次のとおりとする。

- 一 生活相談

- 二 日常動作訓練
- 三 食事・入浴・清拭・排泄等の介護
- 四 健康チェック・看護（夜間含む）
- 五 送迎

（利用料等）

第8条 介護サービスを提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該介護サービスが法定代理受領サービス（現物給付）であるときは、介護報酬告示上の額から、介護保険負担割合証に記載された利用者負担の割合に応じた額の支払いを受けるものとし、法定代理受領サービスでないときは、その全額とする。なお、厚生労働大臣が定める基準（介護報酬告示）を、事業所の見やすい場所に掲示する。

- 2 前項の他、別に定める料金表により、その他の費用についても支払いを受ける。
- 3 前2項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名（記名押印）を受けすることとする。

（通常の送迎の実施地域）

第9条 通常の送迎の実施地域は、白浜町、上富田町、すさみ町、田辺市（旧本宮町及び旧龍神村を除く）の区域とする。

（内容及び手続きの説明並びに同意及び契約）

第10条 事業者は、サービス提供の開始に際して、入所申込者又はその家族に対して、運営規程の概要、従業者の勤務体制、その他サービスの選択に資する重要事項を記した文書を交付して説明を行い、同意を得た上で契約を締結します。

（受給資格等の確認）

第11条 事業者は、サービスの利用を希望する者が提示する被保険者証により、被保険者資格・要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認することができます。

（短期入所生活介護計画の作成）

第12条 事業所の管理者は、介護支援専門員に、短期入所生活介護計画の作成に関する業務を担当させるものとします。

- 2 短期入所生活介護計画の作成を担当する介護支援専門員（以下、「計画作成介護支援専門員」という。）は、短期入所生活介護計画の作成に当っては、適切な方法により、利用者についてその有する能力や置かれている環境等の評価を通じて、現に抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を

営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。

- 3 計画作成介護支援専門員は、利用者やその家族の希望及び利用者について把握した課題に基づき、短期入所生活介護計画の原案を作成します。原案は、他の従業者と協議のうえ作成し、サービスの目標とその達成時期、サービスの内容、サービスの提供の上で留意すべき事項を記載します。
- 4 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の立案について利用者に説明し、同意を得ます。
- 5 計画作成介護支援専門員は、短期入所生活介護計画の作成後においても、他の従業者との連絡を継続的に行い、短期入所生活介護計画の実施状況を把握します。

(サービスの取り扱い方針)

- 第13条 事業者は、可能なかぎりその居宅において、要介護状態の維持、もしくは改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう支援を行うことで、利用者の心身の機能の維持、回復を図り、もって利用者の生活機能の維持、又は向上を目指し、利用者の意欲を喚起しながら支援します。
- 2 サービスを提供するに当たっては、利用者の心身の状況等について把握するとともに、サービス内容の確認を行います。
 - 3 事業者は、サービスを提供するに当たって、その短期入所生活介護計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう、配慮して行います。
 - 4 事業者は、サービスを提供するに当たっては懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対し、処遇上必要な事項について理解しやすいように説明を行います。
 - 5 事業者は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、短期入所生活介護計画及び提供サービス内容の評価を常に見直すことで改善を図ることとします。

(サービス利用にあたっての留意事項)

- 第14条 利用者は事業所を利用するにあたっては、入所生活上の日課、ルールを守り、職員の指示に従わなければならない。

(禁止行為)

- 第15条 利用者は、事業所で次の行為をしてはいけません。
- 一 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと。
 - 二 けんか、口論、泥酔などで他の利用者等に迷惑を及ぼすこと。
 - 三 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること。
 - 四 指定した場所以外で火気を用いること。
 - 五 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと。

(緊急時における対応方法)

第 16 条 職員は、介護サービスを提供中に、利用者の症状に急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

(事故発生の防止及び発生時の対応)

第 17 条 施設は事故の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じるものとする。

- (1) 事故が発生した場合の対応、次号に規定する報告の方法等が記された事故発生の防止のための指針を整備する。
 - (2) 事故が発生した場合又はそれに至る危険性がある事態が生じた場合に、当該事実が報告され、その分析を通じた改善策を従業者に周知徹底する体制を整備する。
 - (3) 事故発生の防止のための委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）及び従業者に対する研修を定期的に行う。
 - (4) 前 3 号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置。
- 2 施設は、入所者に対するサービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに、市町村、入所者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じることとする。
- 3 施設は、前項の事故の状況及び事故に際してとった処置について記録するものとする。
- 4 施設は、入所者に対するサービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第 18 条 管理者は成実園消防計画に準拠し、災害、水害その他の非常災害による被害を防止するため、必要な設備の維持管理及び対策を講じるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第 19 条 事業所は職員の質的向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

- 一 採用時研修 採用後 1 か月以内
 - 二 継続研修 年 1 2 回
- 2 職員は、厚生労働省作成のガイドラインに則り個人情報保護し、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らしてはならない。
- 3 職員が、業務上知り得た利用者又は家族の秘密を漏らすことのないよう、退職した後においても、これらの秘密を保護すべき旨を職員との雇用契約の内容とする。
- 4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人 南紀白浜福祉会理事長と事業所管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(身体の拘束等)

第20条 当施設では、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、本人又は、他の利用者の生命、身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、身体拘束廃止委員会を中心に十分な検討を行い、切迫性・非代替性・一時性、全ての要件を満たした場合のみ、本人・家族への説明同意を得て行います。また、身体拘束を行った場合はその状況についての経過記録の整備を行い、早期解除に向けて取り組みます。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第21条 虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
 - (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 サービス提供中に、当該事業所の従業者や利用者の家族等による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、市町村に通報するものとする。

(苦情処理)

第22条 事業者は、利用者からの苦情に迅速にかつ適切に対応するため、苦情受付窓口の設置や第三者委員を選任するなど必要な措置を講じます。

- 2 事業者は、提供するサービスに関して、市町村からの文書の提出・提示の求め、又は市町村職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関する調査に協力します。市町村からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。
- 3 事業者は、サービスに関する利用者からの苦情に関して、和歌山県国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、和歌山県国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を得た場合は、それに従い、必要な改善を行い報告します。

(衛生管理)

第23条 従業者は、設備等の衛生管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じるとともに、医薬品及び医療用具の管理を適切に行います。

- 2 感染症の発生防止及びまん延防止のために必要な措置を講じます。

(掲示)

第24条 事業所内の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資する重要事項を掲示します。

(協力医療機関等)

第25条 事業者は、入院等の治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力医療機関を定めておきます。

2 事業者は、治療を必要とする利用者のために、あらかじめ協力歯科医療機関を定めておきます。

付 則

この規程は、平成12年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成13年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成14年	1月	1日から施行する。
この規程は、平成14年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成15年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成16年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成17年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成17年	10月	1日から施行する。
この規程は、平成18年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成19年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成20年	5月	1日から施行する。
この規程は、平成21年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成21年	11月	1日から施行する。
この規程は、平成22年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成23年	4月	1日から施行する。
この規程は、平成24年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成25年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成26年	1月	1日から施行する。
この規程は、平成26年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成27年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成27年	8月	1日から施行する。
この規程は、平成28年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成29年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成30年	6月	1日から施行する。
この規程は、平成30年	8月	1日から施行する。
この規程は、平成31年	1月	1日から施行する。
この規程は、令和 元年	6月	1日から施行する。
この規程は、令和 元年	12月	1日から施行する。
この規程は、令和 2年	1月	1日から施行する。
この規程は、令和 2年	6月	1日から施行する。

この規程は、令和	3年	6月	1日から施行する。
この規程は、令和	4年	6月	1日から施行する。
この規程は、令和	5年	6月	1日から施行する。
この規程は、令和	5年10月		1日から施行する。
この規程は、令和	6年	6月	1日から施行する。
この規程は、令和	7年	2月	1日から施行する。
この規程は、令和	7年	6月	1日から施行する。